
*
* 令和 5 年度 第 6 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年9月11日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年9月11日 午後 1時28分 開会
3. 令和5年9月11日 午後 3時13分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	欠	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	出	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	欠
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	出
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
次書長記	中藤宏和 藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果
	議案番号 件 名 結果
	第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 13件 許可
	第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件 継続審査
8	署名委員
	5番 渡邊佳明
	6番 小野貫治
9	議事の内容
	令和5年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録
	令和5年9月11日(月) 高梁市役所 3階大会議室

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員6名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和5年度第6回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。5番渡邊委員と6番小野委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。26番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第24号26番朗読説明 －</p> <p>26番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆3,872㎡です。譲受人の通作距離は5km以内、耕作面積は0㎡で、営農計画書をいただいております。家族5人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が相続により申請農地を取得しましたが、耕作できないため、管理を頼んでいた知人から譲受人を紹介され、両者の話し合いで贈与することが決定されたものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
平松委員	現地は5年間は不作付けの状態でした。条件が合っていたので、菊芋の栽培を予定されています。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。26番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、26番については許可とすることに決定しました。
議 長	次に27番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第24号27番朗読説明 －</p> <p>27番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、5筆2,890㎡です。畑については、4筆1,735㎡、合計9筆で4,625㎡です。譲受人の通作距離は40km以内、耕作面積は4,625㎡、家族7人中耕作人は4人、対価は無償です。この案件につきましては、同居している親子間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページ及び6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	現地は耕作中でした。親子間の贈与なので特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長	なしとの声がありました。27番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、27番については許可とすることに決定しました。 次に28番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第24号28番朗読説明 －</p> <p>28番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑6筆1, 468.54㎡です。譲受人の通作距離は、25m以内、耕作面積は962㎡、家族5人中耕作人は2人、対価は10アール当り5千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
平松委員	申請農地は空き家バンクに付随している農地です。実家は別にありますが、引っ越される予定です。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。28番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、28番については許可とすることに決定しました。 次に29番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第24号29番朗読説明 －</p> <p>29番は、譲受人が、譲渡人から、交換により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆474㎡です。譲受人の通作距離は、600m以内、耕作面積は15,369㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、取得理由が交換となっておりますが、譲渡人が譲受人から譲り受ける土地が山林2筆624㎡と沼地9.54㎡の持分2分の1であり、農地法第3条の対象ではないため、議案の表示としては片方のみとなっております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
瀬戸川委員	譲受人の農地が隣接しており、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。29番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

議 長	<p>挙手全員ですので、29番については許可とすることに決定しました。 次に30番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第24号30番朗読説明 －</p> <p>30番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆2.114㎡です。譲受人の通作距離は、400m以内、耕作面積は37,170㎡、家族4人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人は譲受人の母の知り合いで、本人が高齢で管理ができないため、両者の話し合いで贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
小西代理	<p>30年以上譲受人が活用されています。問題ないと思われます。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。30番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、30番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次は関連がありますので、31番及び32番と議案第25号33番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第24号31番及び32番並びに議案第25号33番朗読説明 －</p> <p>31番、32番、議案第25号33番につきましては、営農型太陽光発電施設設置に係る一連の議案であります。本市において今まであまり事例がないため、議案の具体的な説明をさせていただく前に、営農型太陽光発電の概要、営農型太陽光発電施設設置に係る中国地方の動き、3つの申請のそれぞれの概要についてご説明させていただきます。まず、営農型太陽光施設の概要でございますが、「営農型太陽光発電とは②」という資料をご覧ください。営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取り組みとされています。2ページにありますように一時転用期間は通常3年で、認定農業者等の担い手が営農を行う場合や荒廃農地を活用する場合は10年となっております。当初は、農業者が営農型太陽光発電施設を設置し、営農を継続しながら売電による継続的な収入や発電電力の自家利用などで農業経営の改善を図ることが目的として始まりましたが、近年は国が現在進めているカーボンニュートラルの一環として省エネ法が改正され、令和5年4月から「化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換」を推進するため、大規模消費事業者に対して、「非化石エネルギー」の導入目標とその定期報告が求められるようになり、「非化石エネルギー」の需要が高まったことにより、現在では電気事業者が下部農地の営農者の協力を得て、太陽光発電施設を設置して発電を行い、その「非化石エネルギー」の電気を企業に直接販売する形が出てきています。今回の申請もこうした動きの一環として出てきたものと理解しており、中国地方においてもお配りしましたように電気事業者、太陽光発電事業者、農地所有適格法人の3社で提携して営農型太陽光発電所を設置していくことがプレス発表されており、既に県外では、同様の内容の申請が出され、許可されております。今回の申請内容でございますが、3つの申請が1つの事業を行うためになされたものであり、議案第25号31番については、農地保有適格法人が農地所有者</p>

<p>議 長 綱島委員 議 長 小野貫治委員</p> <p>中藤次長 小野貫治委員 中藤次長 佐々木委員</p>	<p>から農地を取得するための許可申請、32番は農地所有者と営農型太陽光施設を設置するものが異なっている場合に、農地上部の空間を利用する権利である「区分地上権」を設定するための許可申請、議案第26号33番については、営農型太陽光発電施設を設置するために、太陽光パネル設置のための架台の足の部分と引込電柱を設置する箇所の一時的転用を行うための許可申請となります。今後の議案に関してもこの3つの申請が1事業で出てきますので、ご留意ください。なお、32番の区分地上権と35番の一時的転用の譲渡人が所有権移転前の氏名となっておりますが、同時申請の場合は、実際の所有権移転がなされていないため、現所有者で申請させる対応となり、この対応については農政局に確認しております。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>31番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1,637㎡です。譲受人の通作距離は、693km以内、耕作人は耕作従事者12名、対価は10アール当たり18万3千円です。この案件につきましては、法人が農地を取得する場合には、農地所有適格法人でなければなりません、他市に提出されている農地所有適格法人報告書により確認しております。また、取得した農地の耕作については、榊の栽培を計画されており、苗の植え付けは、来年の3月から4月を予定されており、それまでは耕起や草刈りで準備を行い、植え付け後は、草刈を年5回から8回程度、施肥は年2回、消毒は年1回を予定しており、収穫が始まる4年後までは、年間96日程度を想定されています。通作は、県外から通作し、通作時に農機具も持参することを基本としますが、県外に設置された営業所に設置している農機具も使用することも計画しているとのことです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>32番は、譲受人が、同様の設定人と同農地に区分地上権を設定する案件です。設定期間は一時転用期間と同様の10年間です。この案件につきましては、先ほど説明しましたように実際は所有権移転後の農地所有適格法人と設定をするものですが、申請手続上、このような申請となっております。実際に契約を締結する農地所有適格法人の承諾書もいただいております。</p> <p>議案第25条33番は、転用者と譲渡人、申請農地は同様に、転用面積は1,637㎡の内0.47㎡、転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年3万円、施設の概要としては、1号柱1本、支線1本、太陽光パネル146枚、支柱84本、発電量49.50キロワットです。一時転用でありますので、賃貸借権の設定を行い、設定期間は、10年間となります。なお、この案件については、9月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、10ページ及び11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周囲は譲受人の農地で特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 利用計画図に記載されている遮光率ですが、国のガイドラインとは違う計算式になっています。農地全体の面積を計算の分母としているため、遮光率が低くなっていますが、正確な計算方法だと、ガイドライン上にある榊に最適な遮光率ギリギリになってしまうので、そのあたりも考慮して審議していただきたいです。 計算方法等について確認し、来月の総会で説明をさせていただきます。 区分地上権の具体的な区域の設定はありますか。 登記をする案件ではないので、そこまで詳細な区域は設定されていません。 榊を植えるということは農地ではなくなるのですか。</p>
--	--

<p>中藤次長 小西代理 中藤次長</p>	<p>販売するために施肥等の生産管理をされるため、農地として扱われます。この取扱いに関しては農政局に確認しております。 10年間の間、営農しているかの確認はどうするのですか。 毎年2月頃に報告書を提出していただくようになります。ただし、植付は来年の4月頃からになりますので、今年度の報告では不作付の状態での報告となります。</p>
<p>中曽委員 中藤次長</p>	<p>条件によっては営農型太陽光であるにも関わらず許可期間が3年となるのですか。 基本的には3年ですが、今回は認定農業者であるため10年に例外的に延長となっています。更新の希望があれば、10年経過する前に再度申請をしていただき、許可の審議をする必要があります。</p>
<p>佐々木委員 中藤次長 渡邊委員 山川委員 議長</p>	<p>もし、太陽光発電施設を撤去した場合は柵だけが残されるのでしょうか。その場合も農地として扱うのですか。 耕作されていれば、農地として扱います。 管理されずに放棄されれば、その時には非農地か否か判断するようになるのではないかと思います。 仮設ということだが、仮設の場合であっても農業委員会で許可をしなければならないのですか。 農業委員会で許可をする案件となります。</p>
<p>佐々木委員 中藤次長 議長</p>	<p>周囲からの同意は得られているのですか。 この案件に関しては周辺農地は譲渡人の農地となります。 他に発言がありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議長 議長</p>	<p>なしとの声がありました。31番及び32番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数ですので、31番及び32番については許可とすることに決定しました。議案第25号33番については、遮光率等に関して疑義が生じたため、事務局確認の上、来月まで継続審査とします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>次も関連がありますので、33番及び34番と議案第25号34番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第24号33番及び34番並びに議案第25号34番朗読説明 － 33番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆1,878㎡です。譲受人の通作距離は、693km以内、耕作人は耕作従事者12名、対価は10アール当たり15万9千円です。この案件につきましては、農地所有適格法人であるので取得できる資格があること、営農計画については先ほどの議案と重複しますので説明を省略させていただきます。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 34番は、譲受人が、同様の設定人と同農地に区分地上権を設定する案件です。設定期間は一時転用期間と同様の10年間です。 議案第25条34番は、転用者と譲渡人、申請農地は同様に、転用面積は1,878㎡の内0.44㎡、転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年3万円、施設の概要としては、1号柱1本、支線1本、太陽光パネル146枚、支柱78本、発電量49.50キロワットです。一時転用でありますので、賃貸借権の設定を行い、設定期間は10年間となります。なお、この案件については、9月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、12ページ及び13ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>

<p>議 長 綱島委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 先ほどと同様に周囲は譲受人の農地で特に問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。33番及び34番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手多数)</p>
<p>中藤次長</p>	<p>挙手多数ですので、33番及び34番については許可とすることに決定しました。議案第25号34番につきましても、先ほどと同様に疑義が生じたため、来月まで継続審査とします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>次も関連がありますので、35番及び36番と議案第25号35番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第24号35番及び36番並びに議案第25号35番朗読説明 －</p> <p>35番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆2、162㎡です。譲受人の通作距離は、714km以内、耕作人は耕作従事者12名、対価は10アール当り13万8千円です。この案件につきましては、農地所有適格法人であるので取得できる資格があること、営農計画については先ほどの議案と重複しますので説明を省略させていただきます。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>36番は、譲受人が、同様の設定人と同農地に区分地上権を設定する案件です。設定期間は一時転用期間と同様の10年間です。議案第25号35番は、転用者と譲渡人、申請農地は同様で、転用面積は2.162㎡の内0.57㎡、転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年3万円、施設の概要としては、1号柱1本、支線1本、太陽光パネル146枚、支柱106本、発電量49.50キロワットです。一時転用でありますので、賃貸借権の設定を行い、設定期間は10年間となります。なお、この案件については、8月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、14ページ及び15ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 三村委員 議 長 田平委員 中藤次長</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地は耕作中でした。特に問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>農地は購入されるのですか。</p> <p>土地所有者から農地所有適格法人が購入し、農地所有適格法人から一時転用する部分について電気事業者へ年間3万円で貸します。</p>
<p>田平委員 中藤次長</p>	<p>農地所有適格法人の資格確認はどのようにしたのですか。</p> <p>県外で農地所有適格法人の報告書を提出されており、写しを提出していただき、高梁市でも農地所有適格法人として扱っております。この取扱いに関しては農政局に確認しております。</p>
<p>中曾委員 中藤次長 議 長</p>	<p>区分地上権の設定は農業委員会が許可を出すのですか。</p> <p>農地法上、農地に権利を設定する場合は農業委員会の許可が必要とあります。</p> <p>他に発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。35番及び36番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>挙手多数ですので、35番及び36番については許可とすることに決定しました。議案第25号35番につきましても、先ほどと同様に来月まで継続審査とします。</p> <p>次も関連がありますので、37番及び38番と議案第25号36番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p>－ 議案第24号37番及び38番並びに議案第25号36番朗読説明 －</p> <p>37番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1,703㎡です。譲受人の通作距離は、717km以内、耕作人は耕作従事者12名、対価は10アール当たり17万6千円です。この案件につきましては、農地所有適格法人であるので取得できる資格があること、営農計画については先ほどの議案と重複しますので説明を省略させていただきます。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>38番は、譲受人が、同様の設定人と同農地に区分地上権を設定する案件です。設定期間は一時転用期間と同様の10年間です。議案第25号36番は、転用者と譲渡人、申請農地は同様で、転用面積は1,703㎡の内0.47㎡、転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年3万円、施設の概要としては、1号柱1本、支線1本、太陽光パネル146枚、支柱84本、発電量49.50キロワットです。一時転用でありますので、賃貸借権の設定を行い、設定期間は10年間となります。なお、この案件については、8月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、16ページ及び17ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小物委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>譲渡人の方は高齢で作付けをされていません。東側が道路で、隣接農地への日照等の影響はないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。37番及び38番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>挙手多数ですので、37番及び38番については許可とすることに決定しました。議案第25号36番につきましても、先ほどと同様に来月まで継続審査とします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第6回総会を閉会します。</p>

令和5年9月11日

会 長 土 岐 康 夫

5 番 渡 邊 佳 明

6 番 小 野 貫 治